

地方公営企業会計制度等研究会（第1回）

1 開催日時等

- 開催日時： 平成21年6月8日（月）10:30～12:30
- 場 所： 総務省地下2階 会議室1
- 出席者： 鈴木座長、泉澤委員、小西委員、田辺委員、林委員、
布施委員、保科委員、森委員、森田委員、山下委員、
久保自治財政局長、細田大臣官房審議官、
佐々木公営企業課長、諸橋財務調査課長、
井上公営企業経営企画室長、濱田地域企業経営企画室長 他

2 議題

- (1) 資料説明
- (2) 意見交換

3 配布資料

- (資料1) 開催要綱（案）
- (資料2) 検討スケジュール（案）
- (資料3) 「債務調整等に関する調査研究会 報告書」（抜粋）
- (資料4) 地方分権改革推進委員会による第2次勧告（抜粋）
- (資料5) これまでの研究会における論点整理の状況
- (資料6) 公営企業会計基準・公営企業型地方独立行政法人会計基準・企業会計基準の比較表
- (資料7) 「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」について
- (資料8) 新地方公会計モデルの導入状況等について

4 概要

(1) 事務局より資料 1~8 について説明

(2) 出席者からの主な意見

- ・ 平成 17 年に地方公営企業会計制度研究会報告書が出された後、財政健全化法や新地方公会計モデル、独立行政法人会計基準の整理もついた。地方公営企業会計についても全体的な方向性を判断できる時期にきたのではないかと。
- ・ 借入資本金や退職手当引当金の計上の状況などについて、公営企業の実態を把握する必要がある。
- ・ 経営の透明性の向上を図る方向で見直しをすることは理解するが、同時に公営企業を支援する方策についても配慮してほしい。
- ・ 退職手当引当金やみなし償却に係る会計制度の見直しにより欠損がふくらんで、料金水準を見直すという流れが予想されるし、経過措置についても考えないといけない。
- ・ 新地方公会計モデルにおける連結のための修正の話と公営企業単独でどうあるべきかという話を整理した上で検討すべき。
- ・ 金融投資は公正価値、事業投資は取得原価で評価するのが企業会計であり、全部の資産を公正価値というのは、企業会計では今のところ想定されていない。このことは国際会計においても同じである。
- ・ 補助金の会計処理については、独立行政法人の場合は明確に会計基準上に定めて行われている。
- ・ 借入資本金やみなし償却の制度を導入した意義を整理する必要があるが、公正な実態をあらわすという趣旨からは見直さざるを得ないのではないかと。財務諸表の見栄えありきで会計制度を設計すべきではない。
- ・ 会計制度のあり方と、健全化法等の規制のあり方は別問題であるが、財務諸表の見栄えの悪化により生じる可能性があるヘッドラインリスクには配慮してほしい。
- ・ 公営企業会計は課税権を持つ組織の中の一つの独立した会計であり、財政状態を説明する相手は住民であるから、この点において民間企業と根本的に異なる点に留意すべき。
- ・ 新たな会計制度の適用範囲として、財務規定が適用されている公営企業だけを念頭におくのか、それとも現在の法非適用企業まで広げることにも念頭におくのか明確にしておくべき。
- ・ 各公営企業の実態を把握するとともに、各事業法のあり方を踏まえるべき。